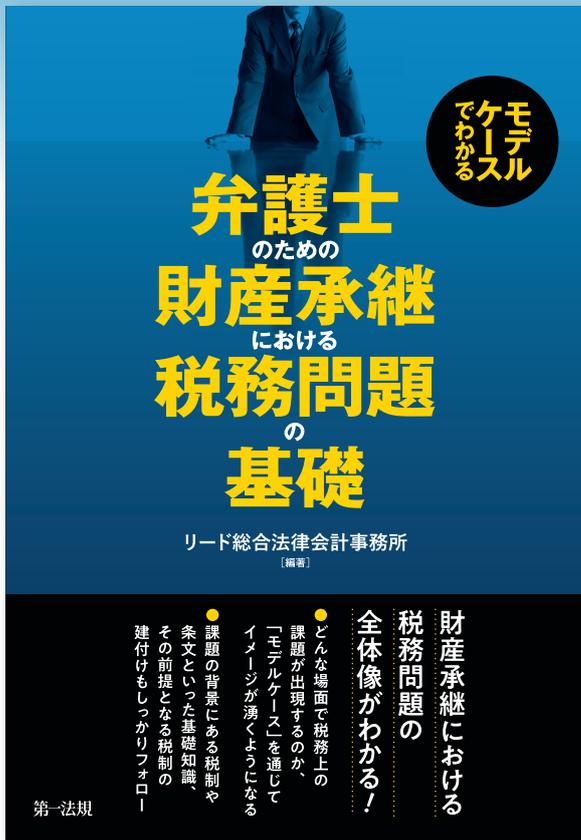


財産承継における税務問題の全体像を弁護士目線で解説！

モデル
ケース
で
わかる

弁護士のための 財産承継における 税務問題の基礎

リード総合法律会計事務所 [編著]



A5判 / 410頁 定価：本体 3,400円 + 税

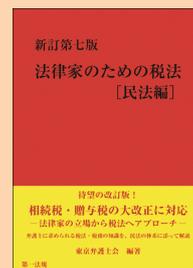
本書の特長

- モデルケースを通じて、具体的な業務場面をイメージしながら、財産承継における税務問題を理解できる！
- 課題の背景にある税制や条文といった基礎知識、その前提となる税制の建付けもしっかりフォロー。
- 業務において、税理士とスムーズにコミュニケーションを取るための知識が得られる。
- 的確な財産承継業務を行いたい弁護士に最適！

好評発売中!

東京弁護士会 [編著]

『新訂第七版 法律家のための税法 [民法編]』
『新訂第七版 法律家のための税法 [会社法編]』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

これならわかる！ 弁護士が自らの実体験に基づき解説！

目次

第1章 財産承継を実現するうえでの前提知識と基礎知識

第1節 ウォーミングアップ

税務問題のツボがわかる

第2節 前提知識

1 はじめに／2 租税法律主義／3 法律行為と課税の関係／4 課税のよりどころとなる所得のとらえ方／5 自然人（個人）と会社の所得に対するとらえ方の違い／6 所得税法の所得と相続税法の贈与、相続の関係／7 見落としやすいみなし贈与／8 伝家の宝刀の行為計算否認／9 地雷原の資本等取引

第3節 基礎知識

1 民事信託／2 成年後見制度／3 遺留分／4 遺言信託における遺留分の問題／5 相続税の計算方法／6 相続時精算課税制度／7 借地権に対する課税／8 事業承継税制／9 非公開株式の評価／10 税法における「同族」／11 所得の種類と所得税の計算方法／12 株式買取請求／13 種類株式／14 債務免除益課税／15 合併と会社分割／16 組織再編成と従業員の承継／17 適格組織再編税制／18 配当や自己株式取得による会社財産の流出に対する財源規制／19 欠損金／20 役員報酬の損金算入制限

第2章 モデルケース

第1 認知症になった後でも安心して老後を過ごすためには
 第2 障害者である長男の生活を保障するためには
 第3 子どもたちの相続税の負担をできるだけ少なくするためには
 第4 相続税の支払いと遺留分に配慮して、長男に安定した会社経営を任せるには
 第5 自社の株式を持った高齢の父親から、株式が分散することを防ぐには
 第6 会社を承継させたい子どもに自社の株式を相続させる際に、相続税を軽減させる方法は
 第7 少数株主による反乱が起こらないようにするには
 第8 役員借入金を減らして事業承継に備えるには
 第9 破産せずに採算部門を上手く活用して債務をカットするには
 第10 子どもたちに会社を承継するに当たって、不採算部門を切り離す方法は

第3章 資料編

1 補足資料／2 計算の当てはめ／3 用語／4 参考裁判例／5 参考文献

第1 認知症になった後でも安心して老後を過ごすためには……

第1 認知症になった後でも安心して老後を過ごすためには……（自益信託に対する課税、信託報酬及び後見報酬の必要経費算入の可否、民事信託・任意後見制度の利用）

私（甲）は現在65歳です。昨年、長年勤めていた会社を定年退職しました。既に妻には先立たれ、現在は1人暮らしです。今は元気ですが、家系的にみてあと何年かすると認知症になるのではないかと不安です。私（甲）の財産は、自宅土地建物のほか、5,000万円の金融資産があります。年金は、月にして、手取りが20万円ほどあります。近くには、一人娘（乙）の夫婦が住んでいます。娘婿（丙）が商売をしているのですが、どうも景気がよくなく先行きが怪しいようです。娘らに直接介護してもらいたいとは思っていないのですが、認知症になってしまったら、介護の手配はしてほしいと思っています。私（甲）が病気になったり、認知症になった後でも、安心して老後を送るためには、あらかじめどのような準備をしておけばよいでしょうか。まず、仮に何もせず放置した場合には、どのようなリスクや問題点が生じるか参考までに教えてください。



第3 子どもたちの相続税の負担をできるだけ少なくするためには……

対応策の検討

- 1 資産の組替え
- 2 生前贈与の利用
- 3 小規模宅地等の特例の利用
- 4 まとめ

1 資産の組替え

甲（本人）を被保険者かつ保険契約者とし、丙（長男）と丁（長女）とを保険金受取人とする生命保険契約を締結することで、非課税枠を利用することができる。

甲（本人）の死亡によって取得する生命保険金について、その保険料を甲（本人）が負担していた場合は相続税の課税対象となる。しかし、この死亡保険金の受取人が相続人であれば、前記の死亡退職金と同様、500万円×法定相続人の数の非課税枠が設けられているので、これを超える部分が相続税の課税対象となる。

本件の場合、500万円×2＝1,000万円が、非課税となる。

つまり、子2人を受取人として、非課税枠いっぱい1,000万円を保険金とする一時払いの終身の生命保険契約を締結し、甲（本人）の年齢にもよるが、保険金額に近い額の保険料を1度に支払う。そうすることで、相続財産の項目が、預金等2,000万円から保険金1,000万円＋預金等1,000万円の扱いになり、生命保険の非課税枠を利用することができるようになる。

非課税枠の範囲内であれば、1人の保険金受取額が500万円を超えていて

モデルケースで具体的な業務場面をイメージできる

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
モデルケースでわかる 弁護士のための財産承継における税務問題の基礎 [065722]	定価3,740円(本体3,400円)	部
新訂第七版 法律家のための税法【民法編】 [033068]	定価3,300円(本体3,000円)	部
新訂第七版 法律家のための税法【会社法編】 [058180]	定価4,950円(本体4,500円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを/で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____
 ご住所

_____ 〇公用
 _____ 〇私用
 事務所名

フリガナ _____ TEL _____
 ご氏名 _____ 様 〇 E-mail _____ @ _____

お客様個人情報の取扱いについて
 お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎FAX.0120-302-640

書店印